

銀行等が行う為替取引との違いについて

- 1: 当社は資金決済に関する法律に定められた第2種資金移動業者です。当社の登録番号は、東海財務局長第00001号です。
- 2: 本サービスは、銀行等が行う為替取引ではありません。
- 3: 本サービスは、預金もしくは貯金又は定期積金等を受け入れるものではありません。
- 4: 本サービスは、預金保険法第53条又は農水産業協同組合貯金保険法第55条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 5: 当社は、ご利用企業様のために、履行保証金の全額につき、株式会社十六銀行と株式会社大垣共立銀行との間で履行保証金保全契約を締結しています。
- 6: 当社は、要履行保証額の算定期間を毎週火曜日から翌月曜日までの1週間としており、この期間における要履行保証額の最高額以上の額を3営業日以内に保全します。
- 7: 利用者は同法第59条の定めにより、履行保証金の還付を受けられる権利を有します。

以上